

医療費控除にご活用ください

令和5年
1月に

「年間医療費のお知らせ」を お送りします

この「年間医療費のお知らせ」は、令和4年1月～令和4年10月に受けた保険診療について受診者氏名及び医療機関名、診療年月のほか、医療費内訳として医療費の総額、当組合が支払った額、みなさまが負担した額が記載されています。病院等で受け取った領収書とご照合いただき、医療費額などをチェックしてください。

医療費控除を申告するときは、この「年間医療費のお知らせ」を添付することで、明細の記入を省略できます（領収書の添付は不要）。

ただし、令和4年11月及び12月分の医療費については記載がありませんので、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります（令和2年分の確定申告から、原則として領収書のみの添付による申告は認められておりませんので、ご注意ください）。

※ この「年間医療費のお知らせ」は、被保険者・被扶養者をまとめて世帯単位で作成していますので、ご承知おきください。

年間医療費のお知らせ

令和4年 1月～令和4年10月分
健保 太郎 様

令和 5年 1月 5日
東京文具工業健康保険組合

受診者氏名 医療機関等の名称	診療年月	区分	日数 または 回数	医療費内訳				④に対する 組合給付額⑤	本人最終負担額 ④－⑤	摘要
				総額	組合負担額	公費負担額	本人負担額④			
健保 太郎										
〇〇〇〇医院	4/4	通院	1	3,380	2,366		1,014		1,014	
〇〇〇〇歯科	4/8	歯科	1	9,560	6,692		2,868		2,868	
健保 花子										
〇〇〇〇病院	4/6	入院	14	295,150	206,605		88,545	38,500	50,045	1
〇〇〇〇病院	4/6	食事療養	40	26,300	15,900		10,400		10,400	
〇〇〇〇病院	4/10	通院	3	10,200	7,140		3,060		3,060	
合 計				344,590	238,703	0	105,887	38,500	67,387	

当組合とみなさまが支払った
医療費の総額です。

医療費総額のうち、国、県、
市区町村が負担した金額
がある場合の金額です。

当組合が支払った額
です（原則7割）。

みなさまが医療機関等の窓口で支払った額です。医療費が高額ですと、原則3割の自己負担から、さらに高額療養費、当組合の付加給付費が差し引かれた額になります。

摘要のご説明 1＝一部負担還元金・家族療養付加金

※上記の総額には保険外医療費（差額ベッド代等）は含まれておりません。

※本人負担額は市区町村の乳幼児助成等を受けられている場合、負担された金額と異なる場合があります。

※接骨に関しては上記期間中に保険給付したものであり受診した月と異なりますが、受診日数をよく確認してください。

※医療機関からの医療費（診療報酬明細書）の請求が遅延した場合は、表示されないことがあります。

※このお知らせについてご不明・ご不審な点がありましたら、「当組合保健事業課」にお問い合わせください（☎03-3866-8141 ダイヤル番号「3」）。

注意 このお知らせは再発行できませんので、大切に保管してください。

確定申告をすることで税金が戻ってくる

医療費控除を活用しましょう

医療費控除とは、前年1月から12月の1年間に、ご家族の分も含めた医療費等が一定額を超えたとき、税務署に確定申告をすることで納めた所得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円（または総所得金額等の5%）を超える場合、上限200万円

まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。なお、確定申告期限は令和5年3月15日までですが、一般の会社員など確定申告が不要な人が医療費控除を行う場合は、5年以内であればいつでも申告できます。

医療費控除の対象となる医療費

- 医療機関等に支払った医療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用や往診費用、出産費用
- 入院時の食事療養費等の費用 ほか



医療費控除の計算式

$$\text{医療費控除額} = \text{1年間に支払った医療費等} - \text{補てんされる金額※} - \text{10万円（または総所得金額等の5\%のほうが少ない場合はその金額）}$$

※高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、健保組合の付加金、生命保険の入院給付金、自治体が行っている子ども医療費の補助金など。

申告に必要な書類

- 確定申告書
- 医療費控除の明細書

いずれも、国税庁ホームページや税務署から入手できます。

なお、明細書については、健保組合が発行する「医療費のお知らせ」を添付することで記載を簡略化でき、記載された分の領収書の保管は不要です。

* 国税庁の国税電子申告・納税システム「e-Tax」で、パソコンやスマホからも申告ができます。

* 「医療費のお知らせ」に記載のない医療費や交通費などの領収書は、5年間保管しておく必要があります。



マイナンバーカードに保険証機能を持たせると医療費控除が簡単に

マイナンバーカードを取得し、マイナポータルで保険証利用申込を済ませておくと、マイナポータルを通じて医療費通知情報の取得、確定申告書への自動入力ができます。

※ 令和4年分の確定申告から1年分

（令和4年1月～12月診療分）の医療費情報が取得できます。「マイナポータル連携」の詳細は、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。



セルフメディケーション税制を選択することもできます（対象期間：平成29年1月～令和8年12月）

セルフメディケーション税制は、健診や予防接種など健康への取り組みを行っている人が、ご家族の分も含め、スイッチOTC医薬品*の購入金額が年間12,000円を超えた場合、所得控除を受けられる制度です。セルフメディケーション税制と医療費控除との併用はできないため、どちらか一方を選びます。セルフメディケーション税制を選択した場合も、セルフメディケーション税制に関する事項を記載した確定申告書と明細書を提出する必要があります。

* スイッチOTC医薬品：医師の処方が必要な医療用医薬品から転用（スイッチ）された特定の有効成分をもつ市販薬。OTC（Over The Counter）は薬局などのカウンター越しに販売するという意味。なお、令和4年1月から税制対象医薬品の範囲が拡充されています。

セルフメディケーション
税 控除対象

● 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。